

平成24年度鹿児島大学法科大学院

B日程法学既修者認定試験 試験問題（刑法・刑事訴訟法）

平成23年12月11日（日曜日）
13時00分～14時50分（110分）

答案作成上の注意

1. 「解答はじめ」の合図があるまで、この1ページ目を表にして、この問題冊子を開かないこと。
2. 問題冊子は、このページを含めて4ページある。
3. 試験用紙は4枚配布する。
4. 試験用紙の受験番号欄に受験番号、試験科目欄に試験科目（刑法または刑事訴訟法）を記入すること。
5. 試験用紙のNo. 欄に、試験科目ごとのページ番号を記入すること。
6. 白紙答案がある場合でも、すべての用紙に受験番号（横書き）、試験科目、ページ番号を記入して、必ず4枚すべてを提出すること。
7. 解答は、試験用紙の指定された欄に、横書きで記入すること。
8. 試験終了後、この問題冊子と下書き用紙は、持ちかえってよい。

刑法（配点100点）

設問 1

以下の事例におけるXの罪責について論じなさい（特別法違反の点を除く）。

事例

Xは、強いて女性を姦淫しようと考え、ダンプカーを運転して対象となる女性を物色していたところ、道路脇をA女が歩いているのを発見したことから、ダンプカーを停車させて車を降り、A女をダンプカーに無理やり乗せて遠く離れたところに連れて行った後に強姦する意思で、A女の背後からA女に掴みかかった。A女は抵抗したものの、Xは力づくでA女をダンプカー内に引きずり込み、ダンプカーを発進させた。そして、Xは、A女をダンプカー内に乗せた地点から約 5 キロメートル離れた場所に移動した後、A女を車内で強姦した。なお、A女はダンプカーに引きずり込まれた際、左足に打撲症の傷害を負っていた。

設問 2

以下の事例におけるXの罪責について論じなさい（特別法違反の点を除く）。

事例

Xは、A宅に強盗に入ろうと考えA宅に向かい、塀で囲まれた一軒家であるA宅門扉前の路上に至ったが、A宅の庭にAがいたことから、Xは「こんばんは」と声をかけたところ、AはXを新聞代金の集金に来た者と勘違いして、「どうぞお入りください」と言ってA宅敷地内にXを招き入れた。A宅の庭に立ち入ったXは、Aにナイフを突き付けて金を要求し、Aの財布から現金3万円を抜き取ってA宅から走り去った。

刑事訴訟法（配点100点）

設問 1

以下の事例における下線部の捜査手法の適法性について論じなさい。

事例

1. 鹿児島市内に本社がある食品会社の社長であるVが何者かに誘拐され、同社に対して身代金が要求される事件が発生した。警察は、身代金受け渡しの現場において犯人を検挙しようとしたが、犯人らしき人物を捕り逃がした。その後、警察は、身代金受け渡しの現場から逃走した人物の顔などを手がかりに捜査を進め、事件発生から約3ヶ月後、鹿児島市内に住む男性Xについて、確実に犯人であるとまではいえないものの、犯人グループの一員である可能性が少なからずあると判断するに至った。

2. なお、この時点において、未だVは解放されておらず、行方がわかっていなかった。また、犯人たちは、同社の製品に毒物を混入してばらまくと宣言し、実際に鹿児島市内の食品スーパーにおいて、「毒入り危険」と書いた紙が貼られた同社製品の食品が発見され、そのパンの中から青酸カリが検出されていた。

3. 警察は、犯人検挙に全力を挙げるべくその手がかりを求めて、Xが使用している乗用車（以下、X車両）が公道上に駐車されているとき、Xの承諾を得ることなく密かに、X車両の後部バンパー下にGPS（Global Positioning System: 人工衛星を利用した位置測定システム）を備えた小型の通信端末を取り付けた。この通信端末は、GPSによって自らの位置を常時測定するとともに、無線によって通信ネットワークに接続し、測定した位置情報のデータを警察が設置したサーバに向けて送信するものである。警察は、警察署内に設置したコンピュータを操作して、サーバに蓄積されてく位置情報を随時閲覧することができる。警察は、通信端末の設置から10日間、通信端末が送信する位置情報をリアルタイムでモニタし続けた。その結果、X車両は、2日に1回の頻度で霧島市内の別荘に赴いていることが判明した。

4. この別荘はXの所有物件ではなく、通常は誰も利用していない建物であった。また、Xは霧島市に特段の用務があるわけではなく、この別荘に赴く理由も見当たらなかった。そこで警察は、Xが犯人であるとすれば、この別荘が誘拐事件に何らかの形で利用されている可能性があるとして、東京在住の同別荘の所有者から許可を得たうえで、別荘の鍵を開けて内部に進入した。同別荘内にはVがおり、Xを含む数名の者がこれを監視していた。警察がこれらの者に職務質問をしたところ、自分たちがVを誘拐して身代金を要求したことを認めたため、その場で緊急逮捕した。

設問 2

刑事裁判の一事不再理効が、実体判決の対象となった訴因のみならず、それと「公訴事実の同一性」がある範囲の事実すべてに及ぶとされるのはなぜか。簡潔に説明しなさい。

以上